

機 密 保 持 契 約 書

(以下、甲という。)と、プラネット株式会社(以下、乙という。)とは、以下の通り機密保持契約を締結する。

第1条 (定義)

- 1 本契約において、「機密」とは、甲が機密として管理する営業、財務、人事、技術、特許、実用新案、意匠、商標、著作権その他の事項に関する情報をいう。
- 2 本契約において、「物件」とは、機密を記録した書面、記録媒体その他の物件をいう。
- 3 本契約において、「保管場所」とは、甲又は乙の従業員だけが立ち入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管施設をいう。
- 4 本契約において、「委託契約」とは、甲と乙との間で別途締結される業務委託契約をいう。

第2条 (機密保持義務)

乙は、本契約の履行によって知り得た甲又は甲の顧客についての機密を保持しなければならない。

第3条 (禁止事項)

乙は、機密を保持するために甲の承諾なしに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 乙の担当者又は甲の承諾を得て第三者に再委託した場合のその担当者以外の第三者に機密を開示すること
- 二 甲の承諾なしに委託契約を履行する以外の目的に機密を使用すること
- 三 甲より委託契約の履行のために提供を受けた物件を保管場所より搬出すること
- 四 甲より委託契約の履行のために提供を受けた物件を複製すること
- 五 甲より委託契約の履行のために提供を受けた物件を廃棄、残置すること

第4条 (保管場所)

- 1 乙は、物件を保管場所に保管し、甲の機密資料取扱規定に従って厳重に機密を管理しなければならない。
- 2 乙は、乙が保管している物件を紛失等したときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する

措置を講じなければならない。

- 3 甲が乙の管理状況を把握するため、乙は、甲の求めに応じて、保管場所及び保管状況が把握できる書類その他の物件を甲に閲覧させなければならない。

第5条（従業員教育）

- 1 乙は、乙の担当者に対して本契約に定める事項及び甲の機密資料取扱規定を十分に説明し、機密の保持についての教育を徹底しなければならない。
- 2 乙は、乙を退職する従業員との間で甲が指示する内容による機密保持契約を締結しなければならない。

第6条（再委託）

乙は、委託契約に伴う業務を第三者に再委託するときは、再委託業務の内容、関与する担当者の氏名、経歴等の甲が要求する事項を事前に書面で甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

第7条（物件の返還）

乙は、委託契約に基づく作業が終了したとき、又は委託契約が終了し若しくは解除となったときは、甲より提供を受けた物件をすべて甲に返却しなければならない。

第8条（損害賠償等）

- 1 乙が本契約に定める事項に違反し、これにより甲に損害が発生したときは、乙は、故意又は過失の有無にかかわらず、甲に対してその損害を賠償する責任を有する。
- 2 乙が本契約に定める事項に違反したとき、又は乙が物件を紛失等し若しくは機密を漏洩したときは、甲は、委託契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義については、甲、乙双方とも信義誠実の原則により協議を行うものとする。

以上、本契約の成立を証して、本書2通を作成し甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所)

(名称)

(代表者)

印

乙 (住所) 〒220-0072 神奈川県横浜市西区浅間町 1-7-6
小金井第1ビル 304号

(名称) プラネット株式会社

(代表者) 代表取締役 坂井 良治

印